報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年8月6日



視覚障害者が利用しやすいバス停留所に！

－東北地方整備局と東北運輸局にあっせん－

○　「視覚障害者がバス停留所で点字ブロック等を利用して円滑にバスの乗降ができるように改善してほしい」との行政相談を受付。

○　現地調査した結果、以下の状況あり。

【東北地方整備局関係】

- **バス停留所の乗車位置に点字ブロックが設置されていない**
- **視覚障害者音声誘導装置が作動していない**

【東北運輸局関係】

- **バスが点字ブロックのある乗車位置以外に停車している**
- **バス乗務員による車外放送がない**

○　行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、平成26年８月１日に、国土交通省東北地方整備局及び東北運輸局に改善をあっせん。

行政苦情救済推進会議（座長：斉藤睦男　仙台弁護士会弁護士）は、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的に開催しています。

本件照会先：東北管区行政評価局
首席行政相談官　羽鳥英雄
電話：０２２－２６２－７８４０

行政相談の要旨

・　視覚障害者団体の役員（視覚障害者）から、

「バス停留所の点字ブロックでバスを待っていても乗車口が点字ブロックから離れた位置に停車するため利用しづらい。」

・　他の視覚障害者や団体から、

「停止位置に加えて、音声による情報が非常に重要である。」

現地調査結果

バス停留所の施設・設備（ハード面）と、バスの停車位置や音声案内（ソフト面）の両面の問題が想定されたため、平成25年10月から26年1月にかけて現地調査を実施しました。

○　新バリアフリー法による重点整備地区（仙台市都心部）内を中心にバス停留所53か所（標識191本）の点字ブロック等の設置状況を実地調査。

- **点字ブロックが未設置→3か所【事例1】（改善済）**
- **点字ブロックの一部が未設置→1か所【事例2】（改善済）**
- **点字ブロックが上屋で覆われていない→3か所【事例3】（改善済）**
- **バス停留所に設置された視覚障害者音声誘導装置が作動せず→4か所【事例4】**

○　バス停留所３か所（商工会議所前・電力ビル前・県庁市役所前）のバスの停車状況を抽出調査（397台）したところ、 295台（ 74.3% ）のバスが、点字ブロック以外のところに乗車口を合わせて停車。

○　バス停留所（電力ビル前）におけるバスのアナウンス状況を抽出調査（188台）したところ、車外放送及び乗務員のマイク案内がないバスが10台（5.3%）、車外放送又は乗務員のマイク案内がないか不明瞭なバスが28台（14.9%）。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん内容

東北地方整備局

○　バス停留所における視覚障害者の円滑な利用を図る観点から、国道に設置されているバス停留所において、視覚障害者に配慮した点字ブロック及び上屋の設置並びに視覚障害者音声誘導装置の維持管理を図る必要がある（注）。

　また、バス事業者がバス停留所を新設又は移設する場合には、視覚障害者に配慮した設備の設置を行う必要がある。

（注）　当局からの指摘に基づき、指摘事例のうち、点字ブロック及び上屋については、改善済みとなっている。

東北運輸局

○　バス停留所における視覚障害者の円滑な利用を図る観点から、バス事業者に対し以下について指導する必要がある。

①　点字ブロックが設置されているバス停留所にバスが停車する際、他の車両等が当該場所を塞ぐなどその場所に停車できない場合を除きバスの乗車口を点字ブロックに合わせて停車すること。

②　バス停車時には、明確かつ適切な音量による系統、経由、行き先のアナウンスを行うこと。

バス停留所の点字ブロックに関する法令等

○　**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（いわゆるバリアフリー新法）**

第８条　**公共交通事業者等の基準適合義務等**

・　公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない（第４項）。

・　公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない（第５項）。

第10条　**道路管理者の基準適合義務等**

・　道路管理者は、その管理する道路を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第３項）。

○　「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）」（略称：道路移動円滑化基準）

第18条　**ベンチ及び上屋**

- 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。

第34条　**視覚障害者誘導用ブロック**

- 歩道等、乗合自動車停留所（略）には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする（第１項）。
- 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする（第３項）。

○　道路の移動等円滑化整備ガイドライン（(財)国土技術研究センター編集、 改訂版平成23年８月発行）

4-5　乗合自動車停留所　その他の附属施設

(1) 視覚障害者誘導用ブロック

乗合自動車停留所においては、視覚障害者が乗降位置を認識できるよう、必要と認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

（解説部分）

バスの大きさ、乗降形式が異なる等乗降位置が一定ではない場合、バス事業者、停留所利用者の意見が反映されるよう敷設することが望ましい。

(2) 照明施設（省略）

(3) 乗合自動車停留所における案内

乗合自動車停留所においては、行き先やバスの接近状況等の運行情報を音声又は点字により案内するとともに、弱視者に配慮した表示とすることが望ましい。

（解説部分）

乗合自動車停留所においては、視覚障害者に配慮し、バス事業者と調整を図って、行き先や次のバスの到着時間などの運行情報を音声又は文字等で案内することが望ましい。（略）

資料

東北管区行政評価局

仙台市中心部の国道のバス停における点字ブロック等の状況

【事例１】バス停のバス乗車位置まで点字ブロックが設置されていないもの
（国道４号　あすと長町一丁目（下り）１か所　国道４号　商工会議所前・電力ビル前（下り）２か所）

【事例２】バス停の点字ブロックの警告ブロックが設置されていないもの
（国道45号　小田原一丁目（下り）１か所）

【事例３】点字ブロックがバス停の上屋の外に設置されているもの
（国道48号　厚生病院前（上り）等３か所）

【事例４】視覚障害者音声誘導装置（※）が作動していないもの
（国道４号　県庁市役所前等４か所）

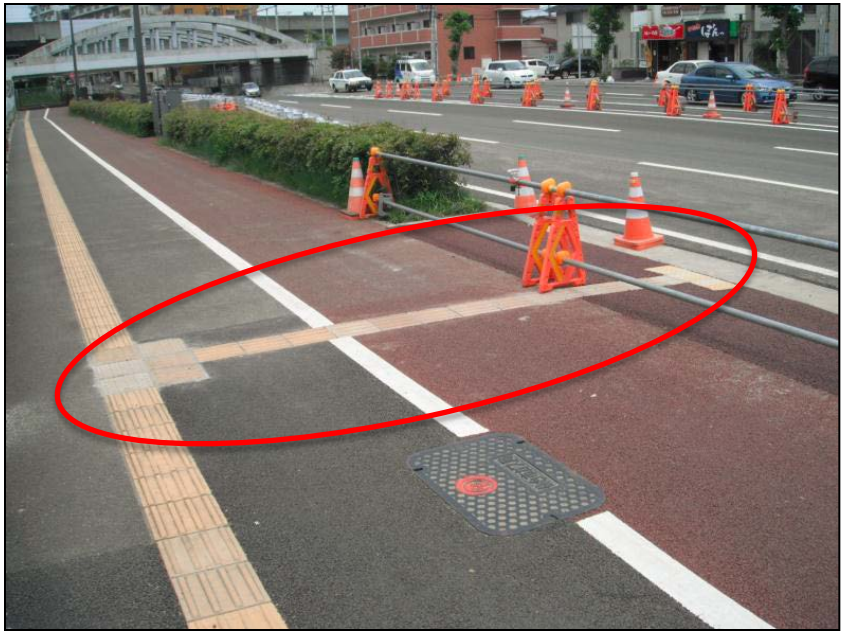
※　「視覚障害者音声誘導装置」とは、歩道の点字ブロックの下に埋設した同装置のセンサーに白杖の先に取り付けたチップを近づけることにより、バス停留所上屋に設置されたスピーカーから２回、隣接する標識柱の番号やバス事業者名、行き先などを自動音声により案内するもの。

【事例１-１】バス停のバス乗車位置まで点字ブロックが設置されていないもの
（国道４号・あすと長町一丁目：下り）

（改善前）



（改善後）



※　事故対策工事にて別箇所にバス停留所を移動しており、その箇所には仮設点字ブロック設置。

【事例１-２】バス停のバス乗車位置まで点字ブロックが設置されていないもの
（国道4号・商工会議所前：下り）

（改善前）



（改善後）



【事例１-３】バス停のバス乗車位置まで点字ブロックが設置されていないもの
（国道4号・電力ビル前（6番）：下り）

（改善前）



（改善後）



【事例２-１】バス停の点字ブロックの警告ブロックが設置されていないもの
（国道45号・小田原一丁目：下り）

（改善前）



（改善後）



【事例3-1】点字ブロックに上屋がかかっていないもの
（国道４８号・厚生病院前（上り）

（改善前）



（改善後）



【事例3-2】点字ブロックに上屋がかかっていないもの
（国道４８号・八幡一丁目（上り））

（改善前）



（改善後）

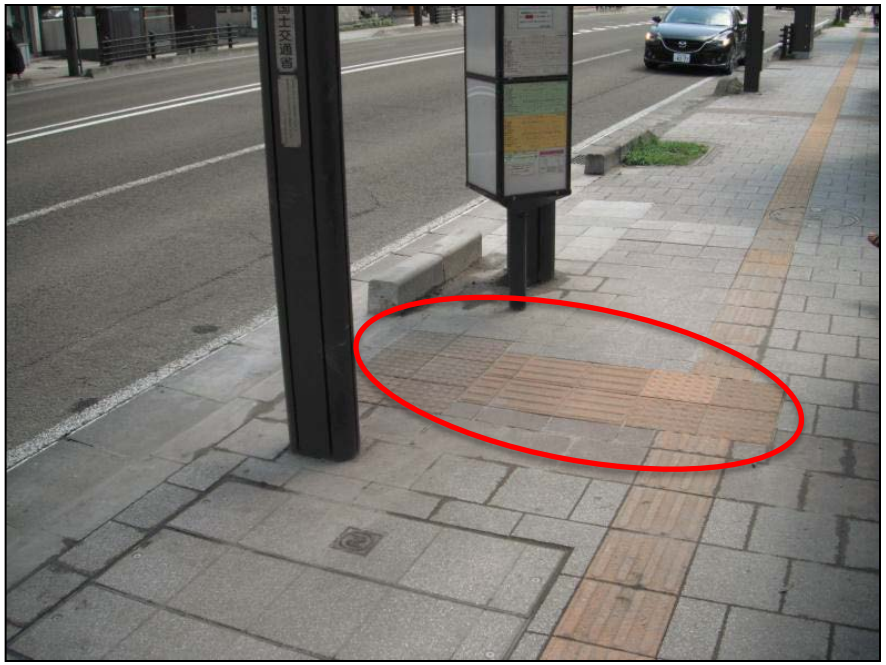


【事例3-3】点字ブロックに上屋がかかっていないもの
（国道４８号・龍宝寺（下り））

（改善前）



（改善後）



【事例４】視覚障害者音声誘導装置が作動していないもの
（国道４号・県庁市役所前（上り））







※　上記画像の○部分（警告ブロック）の下にセンサーが埋設されている。また、上屋の○部分にスピーカーが設置されている。